

岩見沢市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和3年4月28日 水曜日 午後2時54分から
午後3時35分まで

2. 場 所 岩見沢市立教育研究所 小運動場

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)

委員	吉成	朗	(議席33番)
委員	森	一男	(議席34番)
委員	佐々木	利夫	(議席35番)
委員	山谷	康雄	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	引頭	一宏	(議席4番)
委員	志賀野	敏	(議席27番)

5. 事務局出席

事務局長	土井	盛慈
農地係長	小野	洋志
振興係長	内山	充人
振興係主任	船戸	崇之
農業振興センター担当主査	山田	勝彦
主査	池田	大輔

6. 事務局欠席

只今より、令和3年岩見沢市農業委員会第4回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号17番長森委員、18番久保委員
をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議
案6件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

4月8日、令和3年度空知農業委員会連合会第1回役員会・通常総会があり、空知農
委連の予算等について協議を行いました。

4月13日、JAいわみざわ地域農業再生協議会臨時総会があり、令和2年度の決算、
令和3年度の事業計画及び予算について報告がありました。

4月14日、国営緊急農地再編整備事業岩見沢北村地区安全祈願祭がありました。事
業における受益農家は107戸、事業対象地は1,628ha、事業費355億円、工期
は令和3年から令和16年となっております。

以上農業委員会の動向として報告させていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計
画の告示についてを上程いたします。総会議案の3ページから7ページです。確認をお
願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。総会議案の8ペー
ジから10ページです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知
の成立状況の確認についてを上程いたします。

ここで、会議規則第10条の規定により[]の議事参与を制限します。総会議案
12ページ、整理番号3番です。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の
議事参与の制限を解除致します。

残りの案件につきましては、総会議案同ページ、整理番号1番から2番についてで
す。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり許可することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につい
てを上程いたします。総会議案13ページから20ページですが、ここで、[]
の議事参与を制限します。

それでは、総会議案14ページ、整理番号4番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]

の議事参与の制限を解除致します。

次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案同ページ、整理番号5番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。

次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案16ページ、整理番号21番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。

次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案17ページ、整理番号35番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。

次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案19ページ、整理番号52番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。

次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案同ページ、整理番号54番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。

次に[]の議事参与を制限します。それでは、総会議案20ページ、整理番号63番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。ここで[]の議事参与の制限を解除致します。

残りの案件につきましては、総会議案14ページの整理番号1番から3番、6番から10番、15ページの11番から20番、16ページの22番から30番、17ページの31番から34番、36番から40番、18ページの41番から50番、19ページの51番、53番、55番から60番、20ページの61番から62番、及び64番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。総会議案21ページから22ページです。各案件については、調査書のとおり、農地法

第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと事務局より報告を受けております。

それでは、総会議案22ページ、整理番号1番から3番についてです。価格・賃借料につきましては別途配布の説明資料①に記載のとおりです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。総会議案23ページから25ページです。ここで、 の議事参与を制限します。説明内容につきましては別途配布の説明資料②に記載のとおりです。

それでは総会議案24ページ、整理番号1番についてです。確認をお願い致します。質疑に入ります。本案件に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。ここで の議事参与の制限を解除致します。

日程10、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。総会議案26ページから124ページです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催して協議を行った結果でございます。各案件については、調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと各常任委員長より報告を受けております。

まず第1地区ですが、総会議案27ページから30ページ、賃貸借権1番から4番、31ページから37ページ、所有権1番から7番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第1地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第2地区ですが、ここで の議事参与を制限します。

それでは、総会議案46ページ、所有権8番についてです。確認をお願い致します。質疑に入ります。本案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで の議事参与の制限を解除致します。

第2地区の残りの案件につきましては、総会議案38ページから45ページ、賃貸借権5番から12番、47ページから54ページ、所有権9番から16番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第3地区です。総会議案の55ページから58ページ、賃貸借権13番から16番、59ページから65ページ、所有権17番から23番、66ページ使用貸借権1番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第3地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第4地区ですが、ここで の議事参与を制限します。それでは、総会議案67ページ、所有権24番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。

第4地区の残りの案件につきましては、総会議案68ページから89ページ、所有権25番から46番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第5地区ですが、ここで■■■■の議事参与を制限します。総会議案108ページ、所有権60番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。本案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで■■■■の議事参与の制限を解除致します。

第5地区の残りの案件につきましては、総会議案90ページから93ページ、賃貸借権17番から20番、94ページから107ページ、所有権47番から59番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。残りの案件につきましてご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第6地区です。総会議案の109ページから114ページ、所有権61番から66番、115ページ、使用貸借権2番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第6地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

次に第7地区です。総会議案の116ページから118ページ、賃貸借権21番から23番、119ページから124ページ、所有権67番から72番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。第7地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

日程11、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。今月は、岩見沢地区で現地調査を実施しております。総会議案の125ページから127ページ、整理番号1番についてです。確認をお願い致します。

質疑に入ります。岩見沢地区の案件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり決定いたします。

次に、その他ですが、総務委員会より報告があります。

日笠委員長

総務委員会におきまして、協議事項が3点ありましたので、その結果を報告します。

協議事項1点目は「今後の総会の運営方法について」でございます。新型コロナウイルスの関係では、総会における会議時間の短縮を図ることを目的に、案件に対する説明を省略するなどの対応を行ってまいりました。個別の内容、及び各常任委員会から説明していたあっせん申出、担当委員より説明していた現況調査の結果については省略することとし、初めて審議する案件に限りまして、その法的な根拠を事務局より説明していたところでございます。以前のように審議できるかの判断は、新型コロナウイルスの感染状況の推移等を勘案し、総務委員会にて協議し決定することとしておりましたが、以前として感染状況に落ち着きが見られないことや、ワクチン接種においても当初の

予定より遅れていることを踏まえ、当面は時間短縮に特化した本日の総会の形を継続していくこととし、ただし、その他の報告や議案については、多くの時間を費やすものではありませんので、コロナ禍の以前の事務局担当者からの説明を、次回5月の総会より再開していくことといたします。

協議事項2点目は、「令和3年度農業委員道外視察研修について」でございます。令和2年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、道外視察研修を中止したところですが、令和3年度は、12名分の予算措置がされたところでございます。予算措置はされましたが、遠距離の移動を伴う道外研修は感染リスクが非常に高いことや、新型コロナウイルス変異株による感染が広がっていることを踏まえた対応が必要となります。今後の感染状況によっては、道外視察研修の中止等も検討する必要性が生じるものと考えますが、最終的な判断は6月上旬を目途として進めていくことといたします。

協議事項3点目は「農地所有適格法人設立直後の農地の権利設定について」です。農業者が農地所有適格法人を設立し、設立した法人へ貸し付ける場合は、法人報告書を提出していただき、当月の総会案件として報告された翌月の農地法第3条案件で許可を出していたところでございます。その場合、法人が耕作者となるまでは約2か月を要していましたが、農地所有適格法人の認定は農業委員会の許可案件ではなく、農地法第3条案件の申請において要件確認を行っていることから、今後は、当月の農地法第3条案件として許可するものに変更することといたします。

以上、総務委員会より報告といたします。

議長

その他何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月5月の総会ですが、5月28日(金)午後3時00分から開催いたします。

現況証明願いの調査の実施予定及び指名委員は別途配布の説明資料⑤に記載のとおり、6番坂口委員、7番日笠委員、11番宇井委員、22番池田委員、29番川北委員、30番小倉委員、33番吉成委員、34番森委員、35番佐々木代理となっております。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

